

議員提出議案第 3 号

国土強靱化対策の着実な推進に向けた財源確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫

西 聖一

城下広作

熊本県議会議長 山口 裕 様

国土強靱化対策の着実な推進に向けた財源確保を求める意見書

我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、地理的条件による初動対応の課題が浮き彫りとなっている。

本県においても、平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨等による災害などにより、県内各地で甚大な被害が相次いでおり、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは、一層重要となっているため、地理的条件など地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国土強靱化のための予算・財源を確保いただき深く感謝する。本県においてもこれを積極的に活用し、国土強靱化地域計画に基づき、今後起こり得る自然災害に備え、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる「災害に強く安心・安全な熊本づくり」に取り組んでいるところである。

しかしながら、その取組みは未だ道半ばであり、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組むことが重要である。

そうした中、昨年6月の「国土強靱化基本法」の改正により、今後の施策の継続性が明記されたところであり、本県においても、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後も切れ目なく、着実に国土強靱化の取組みを進める必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組みに必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保すること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 山口 裕

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様

財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
農 林 水 産 大 臣	坂 本 哲 志 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
国家公安委員会委員長	松 村 祥 史 様
国土強靱化担当大臣	松 村 祥 史 様
内閣府特命担当大臣 （ 防 災 ）	松 村 祥 史 様